

紛争解決は 3 つの機能の中の 1 つの大きな柱

○WTOは以下 3 つの機能を果たし、多国間貿易体制の維持・強化を担う国際機関。紛争解決は 3 つの機能の中の 1 つの大きな柱。

- ① 多国間交渉による市場アクセス・貿易ルールの改善（交渉機能）
- ② 多国間による監視体制による保護主義的措置の抑止（監視機能）
- ③ 準司法的手続による貿易紛争の解決（紛争解決）

交渉機能



市場アクセス・貿易ルールの改善

- ✓ **ラウンド交渉**
全加盟国による自由化交渉
- ✓ **プリアラウンド交渉**
一部の有志国による個別ルール・分野ごとの交渉

監視機能



多国間の監視による 保護主義的措置の抑止

- ✓ TPRB(貿易政策検討機関)
- ✓ AD（アンチ・ダンピング）委員会
- ✓ 補助金委員会
- ✓ TBT（貿易の技術的障害）委員会 等

紛争解決



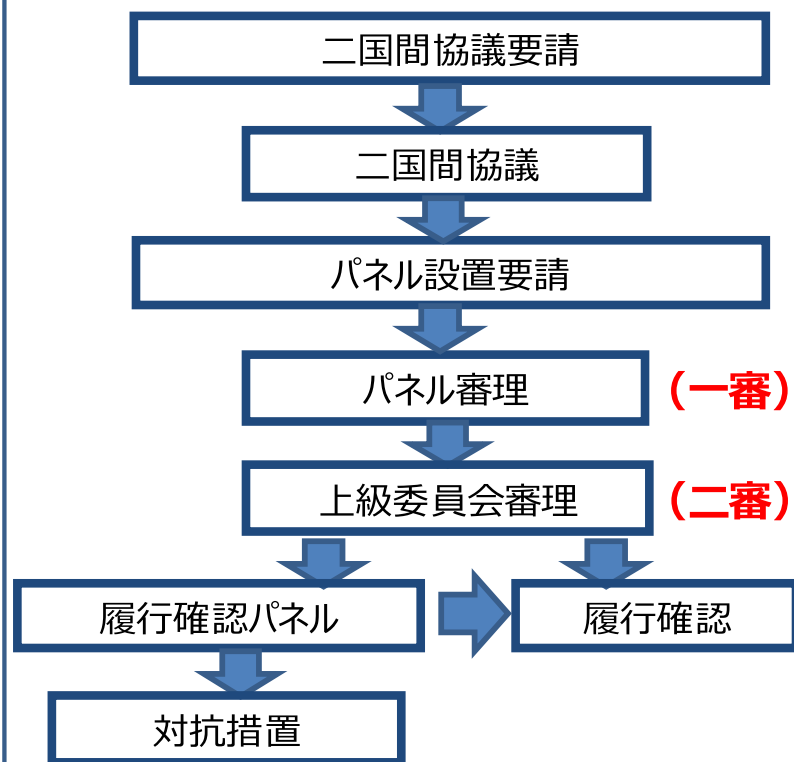
WTO紛争解決制度による 貿易紛争の解決

- ✓ 二国間の貿易紛争を政治化させることなく、中立的な司法的手続により解決
- ✓ パネル（小委員会）・上級委員会の二審制による判断

W T O 紛争解決（DS）制度の概要

- W T O 紛争解決制度は、国家間の通商問題の政治化を避け、国際的に合意されたルールに基づいて客観的な解決を図るシステム。
- 小委員会（パネル）、上級委員会という準司法的な二審制の第三者機関が、付託された法令・措置等のW T O 協定整合性について審議を行い、違反が認められる場合にはその是正を勧告。是正を行わない場合には、対抗措置の発動が可能。
- しかし、上級委員会については、現在、その機能を停止しており、紛争解決制度は岐路に立たされている。

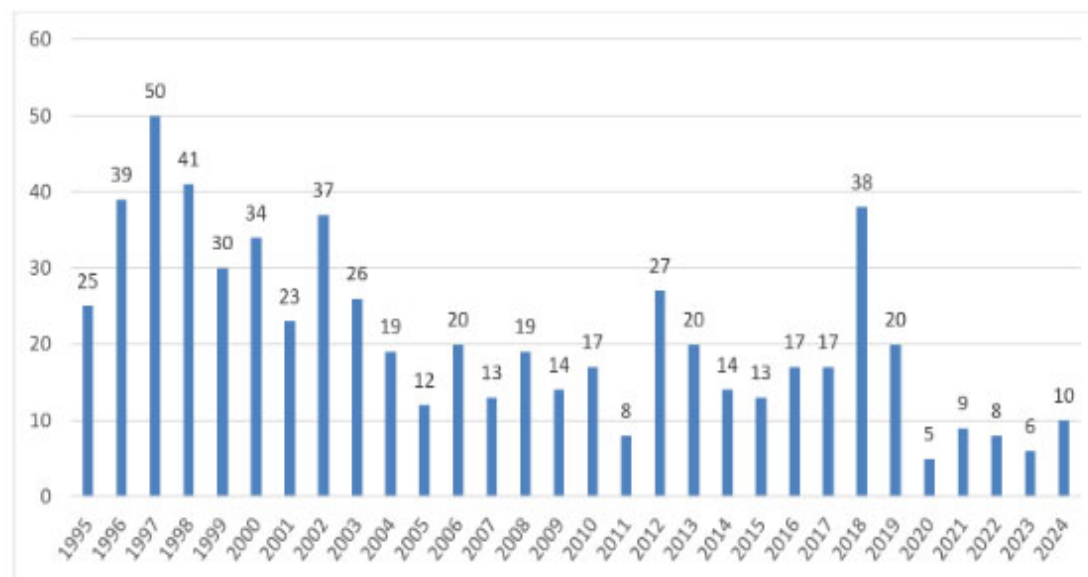
W T O 紛争解決制度のフロー



WTO設立以来の紛争解決制度の利用件数

W T O 設立（1995年）以来、紛争件数は、634件*に至っている。2018年は例年を大きく上回る38件となったが、2024年は10件となっている。

*2025年3月時点



WTO紛争解決（DS）制度の最近の活用例 ～対新興国が中心に～

- 金融危機後、新興国を中心に国内産業保護・競争力強化等を標榜した保護主義措置が拡大。新規市場のビジネス環境に悪影響を及ぼし、自由貿易体制への信頼を損なうもの。
- これに対し、紛争解決制度の積極的活用を通じ、①保護主義的政策の抑止、②判例構築を通じた通商ルール形成・多角的貿易体制の補完、③他国への類似措置の拡散防止、等を図る。



ロシア

- ・12年9月、廃車税制度導入（14年1月制度改正）。
- 日本が二国間協議要請をし、ロシアは、制度改正。

中国



- ・10年7月、レアアース輸出枠を大幅削減。
- 日本が提訴し、勝訴。
- ・12年11月、日本産鉄鋼製品に対する不当なAD措置賦課。
- 日本が提訴し、勝訴。
- ・19年7月、ステンレス製品に対するAD措置賦課。
- 日本が提訴し、23年6月パネル報告書で日本が勝訴。同年7月中国が措置是正。



ブラジル

- ・11年9月、自動車の内国税を約30%引上げ。12年10月、当該措置を5年間延長。
- 日本が提訴し、勝訴。



韓国

- ・15年1月、空気圧バルブに対するAD措置を決定。
- 日本が提訴し、勝訴。
- ・04年7月、ステンレス棒鋼に対するAD措置を決定。
- 17年6月にサンセットレビューによる課税延長決定。
- 18年8月、日本が二国間協議を要請し、20年11月パネル最終報告書では日本が勝訴。21年1月韓国が上訴中。



ウクライナ

- ・12年5月、自動車に対するSG措置を決定（13年4月発動）。
- 日本が提訴し、勝訴。



インド

- ・15年9月、鉄鋼製品に係るSG措置を賦課。
- 日本が提訴し、18年11月パネル報告書では日本が勝訴。同年12月インドが上訴。
- ・14年7月、IT製品に対する関税引上げ措置を導入。その後も複数回にわたり引上げ。
- 日本が提訴し、23年4月パネル報告書では日本が勝訴。同年インドが上訴。

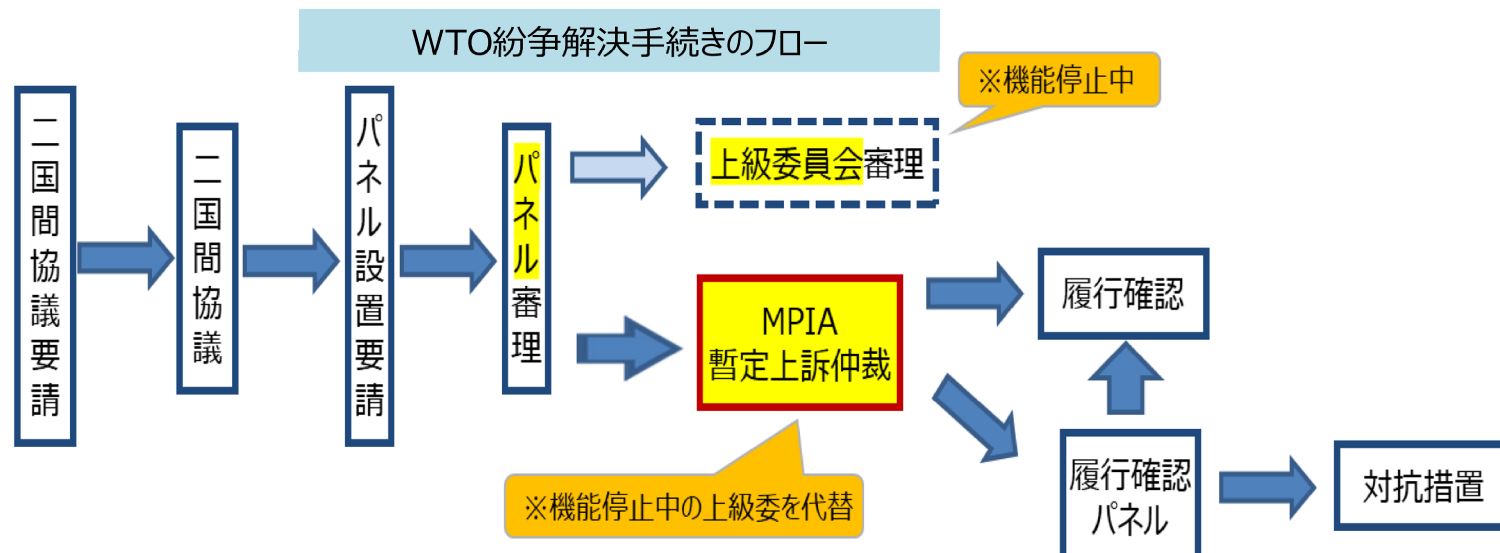


アルゼンチン

- ・08年以降、輸入申請制度（全品目対象）、輸出入均衡要求等により輸入を制限。
- 日本が提訴し、勝訴。

WTO紛争解決（DS）制度改革

- 米国は、上級委員会はWTO協定で与えられた権限を逸脱（judicial overreach）し、法解釈を通じて加盟国の合意を超えた新しいルールを作っている等と批判し、裁判官にあたる上級委員の選任・再任を阻止。結果、上級委員会は、2019年末以降、機能停止。
- 上級委員会の不在が長期化する中、**上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」**が、既に26件積み重なっている。（2025年3月時点）
- こうした中、2022年4月以降、**紛争解決制度改革に関する非公式プロセス**を通じて、WTO加盟国間で議論が行われた。2022年6月の第12回WTO閣僚会議では、**2024年までの紛争解決機能の回復を目指すこと**に合意した。
- 2024年2月の第13回WTO閣僚会議では、これまでの進捗を今後の議論の土台とし、2024年の目標に向けて、**上訴等の未解決の論点に関する議論を加速させること**、等に合意した。また、2024年5月には、**プロセスの公式化が図られ、上訴やアクセシビリティといった点を中心に議論が実施され**、その進捗が同年12月の一般理において一般理議長により報告された。2024年内での改革は実現できなかったが、**議論が収斂しつつある論点についてドラフトが作成される等の進捗が見られた**。年始以降の進め方は、一般理議長による各加盟国との協議を通じて決めていくこととなった。
- 日本は、**紛争解決制度の機能を回復すべく、DS改革の議論に積極的に関与・貢献**。また、上級委員会が機能停止する中での暫定的な対応として、2023年3月に、**多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）に参加**。（※）日本、EU、中国、豪州、カナダ、ブラジル等**56か国・地域**が参加。（米国、インド、韓国等是不参加）



WTO紛争解決（DS）制度の有効性

- **MPIA は一定の機能を果たしている。**例えば、中国による日本製鉄鋼製品への関税引上げに関する紛争案件（DS601）では、中国は空上訴せず、パネル報告書の採択に応じたが、これは、**日中両国がMPIA参加国であり、事前にお互いに空上訴しないことに合意していたため**であるとも考えられる。
- また、上級委は機能を停止しているものの、**パネルは引き続き機能しており、経済的威圧措置への対応に役立った事例**もある。

DS制度が機能した事例①

日本：中国による日本のステンレス製品へのダンピング防止措置（DS601）

- 中国は、2018年7月に開始した日本製ステンレス製品に対するダンピング防止（AD）調査の結果、2019年7月に同製品に対するAD措置を実施する旨の最終決定を発表（日本企業に対する課税率は、18.1%～29.0%。）。
- 日本は、本AD措置に関し、中国当局の認定や調査手法に瑕疵がありWTO協定違反の疑いが強いと考え、2021年6月に二国間協議を要請、その後、2021年8月に中国をWTO提訴し、2023年7月に日本が勝訴。
- その結果、同措置は本年7月22日をもって撤廃された。**両国ともMPIAに参加し、お互いに空上訴を行わないことを予め約束していたため、中国は空上訴を行わず、またMPIA仲裁にも上訴せず、パネル報告書の採択に応じて措置の撤廃に至ったものと評価。**

DS制度が機能した事例②

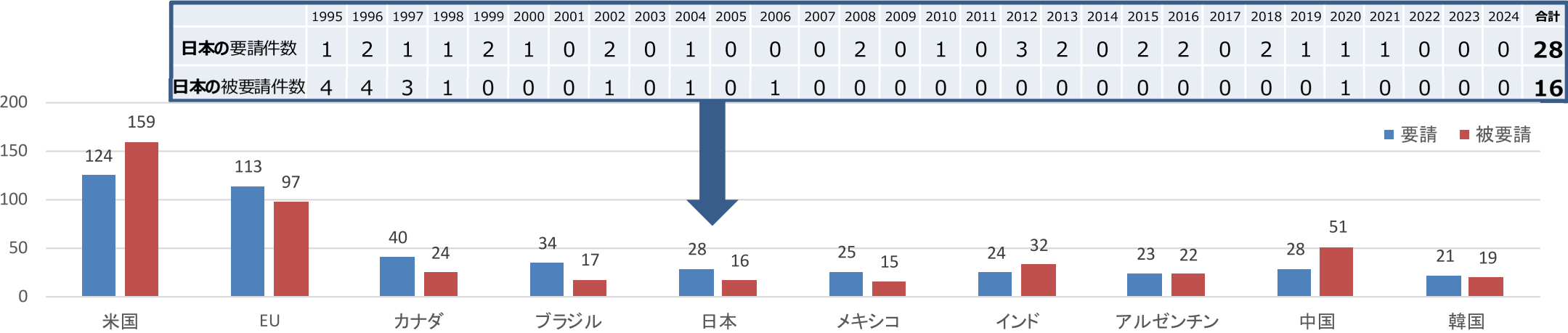
豪州：中国による豪州産大麦（DS598）及び豪州産ワイン（DS602）に対するダンピング防止/相殺措置

- 中国は、2020年5月、豪州産大麦にダンピング防止（AD）税及び相殺関税（CVD）の賦課を、2021年3月には豪州産ワインにAD税及びCVDを賦課したほか、石炭、ロブスター、綿花等様々な豪州産品への貿易制限措置を実施。
- 豪州は、2020年12月（大麦：DS598）及び2021年6月（ワイン：DS602）に、WTO紛争解決手続に基づく協議を要請。その後、それぞれパネル設置を要請。
- 大麦については、2023年4月、中国が措置の見直しを約束し、両国は、DS手続を一時停止。同年8月、中国が豪州産大麦へのAD及びCVDを撤廃し、両国はDSの終了に合意。ワインに関しては、2023年10月、両国は、紛争解決に向けて前進することで合意し、2024年3月末までDS手続の一時停止を合意。2024年3月、中国が豪州産ワインへのAD及びCVDを撤廃し、両国はDSの終了を合意。**DS制度が、経済的威圧措置への対応に役立った事例として評価。**中豪共にMPIAに参加していることも、迅速な紛争解決につながった可能性。

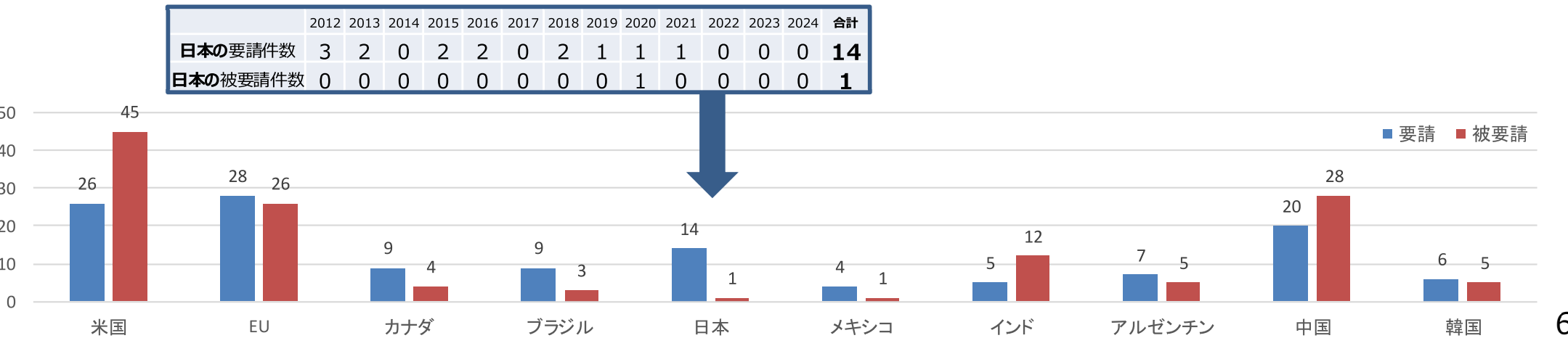
(参考) 各国のW T O紛争解決制度利用状況

- DS利用件数の上位は、米国、EU、中国、カナダ（二国間協議の要請・被要請件数でカウント）。
- 途上国（ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インド等）も、積極的にD Sを活用。
- 近年、中国関連の事案が増加している。

＜1995年～2024年のDS利用件数＞



＜2012年～2024年のDS利用件数＞



(参考 2) 我が国がWTO紛争解決手続に付託した事案

●係争中の5件を除く23件中、21件で我が国の主張に沿った解決がなされている。

案件名	協議要請	パネル設置	報告書採択	結論
1. 米国通商法 301 条に基づく一方的措置(DS6)	1995.5	－	－	二国間合意により終了 (1995.7)
2. ブラジル自動車政策(DS51)	1996.7	－	－	協議中断 (ブラジルが事実上措置撤廃)
3. インドネシア自動車政策(DS55, 64) ※ 1 件とカウント	1996.10	1997.6	1998.7 (パネル)	我が国の主張容認
4. 米国の地方政府の調達手続問題(DS95)	1997.10	1998.10	－	パネル消滅 (2000.2) (米国内で違憲判決)
5. カナダの自動車政策に係る措置(DS139)	1998.7	1999.2	2000.6 (上級委)	我が国の主張容認
6. 米国の 1916 年アンチ・ダンピング法(DS162)	1999.2	1999.7	2000.9 (上級委)	我が国の主張容認
7. 米国の日本製熱延鋼板に対する AD 措置(DS184)	1999.11	2000.3	2001.8 (上級委)	我が国の主張容認
8. 米国 1930 関税法改正条項 (バード修正条項) (DS217)	2000.12	2001.9	2003.1 (上級委)	我が国の主張容認
9. 米国サンセット条項(DS244)	2002.1	2002.5	2004.1 (上級委)	我が国の主張容認されず
10. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS249)	2002.3	2002.6	2003.12 (上級委)	我が国の主張容認
11. 米国のゼロイング方式による不当なダンピング認定(DS322)	2004.11	2005.2	2007.1 (上級委)	我が国の主張容認
12. 米国のゼロイング方式による不当なダンピング認定(DS322) (履行確認パネル)	2008.4	2008.4	2009.8 (上級委)	我が国の主張容認

(参考) 我が国がWTO紛争解決手続に付託した事案

案件名	協議要請	パネル設置	報告書採択	結論
13. EUのIT製品の関税上の取扱い(DS376)	2008.5	2008.9	2010.8 (パネル)	我が国の主張容認
14. カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置(DS412)	2010.9	2011.7	2013.5 (上級委)	我が国の主張容認
15. 中国のレアアース等輸出制限(DS433)	2012.3	2012.9	2014.8 (上級委)	我が国の主張容認
16. アルゼンチンの輸入制限措置(DS445)	2012.8	2013.1	2014.1 (上級委)	我が国の主張容認
17. 中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置(DS454)	2012.12	2013.5	2015.10 (上級委)	我が国の主張容認
18. ロシアの自動車廃車税制度(DS463)	2013.7	—	—	協議中断（2014年1月、措置是正）
19. ウクライナ自動車セーフガード措置(DS468)	2013.10	2014.3	2015.7 (パネル)	我が国の主張容認
20. 韓国の日本産水産物等の輸入規制(DS495)	2015.5	2015.9	2019.4 (上級委)	我が国の主張容認されず
21. ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について(DS497)	2015.7	2015.9	2018.12 (上級委)	我が国の主張容認
22. 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置(DS504)	2016.3	2016.7	2019.9 (上級委)	我が国の主張認容
23. インドの熱延コイルに対するSG措置(DS518)	2016.12	2017.4		2018年11月パネル報告書（我が国の主張容認）、2018年12月インド上訴
24. 韓国の日本産ステンレス棒鋼へのAD措置に対するサンセット・レビュー（DS553）	2018.6	2018.10		2020年12月パネル報告書（我が国の主張容認）、2021年1月韓国上訴
25. 韓国の自国造船業に対する支援措置（DS571）	2018.12			協議
26. インドのICT製品に対する関税引上げ措置（DS584）	2019.5	2020.7		2023年4月パネル報告書（我が国の主張容認）、2023年5月インド上訴
27. 韓国の自国造船業に対する支援措置（2回目）（DS594）	2020.1			協議
28. 中国の日本製ステンレス製品に対するAD措置（DS601）	2021.6	2021.9	2023.7 (パネル)	我が国の主張容認

(参考) 外国政府による不公正な貿易措置に関する相談窓口

- 経済産業省では、国際ルールに照らして問題となる外国政府の貿易政策・措置により問題に直面している企業・事業者を対象に相談窓口を設置しています。
- 下記宛先までお気軽にご相談ください。

経済産業省 通商政策局 国際経済部 国際経済紛争対策室

○ 連絡先 : 【E-mail】bzl-wto-soudan@meti.go.jp
【TEL】03-3580-6596 【FAX】03-3501-1450

○ 関連ウェブサイト :

(通商政策、WTO)
[WTO \(METI/経済産業省\)](#)

(不公正貿易報告書)
[「2024年版不公正貿易報告書」及び「経済産業省の取組方針」\(METI/経済産業省\)](#)